

第四十回国会 衆議院 公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録第十五号

昭和三十七年四月二十五日(水曜日)

午後三時二十八分開議

出席委員

委員長 加藤常太郎君

理事荒船清十郎君 理事高橋 英吉君

理事竹山祐太郎君 理事丹羽喬四郎君

理事福水 一臣君 理事島上善五郎君

理事如 和君 理事堀 昌雄君

伊藤 轅君 内田 常雄君

小沢 辰男君 亀岡 高夫君

藏内 修治君 齋藤 邦吉君

首藤 新八君 松本 一郎君

坪野 米男君 山中日露史君

井堀 繁男君

出席國務大臣

自治大臣 安井 謙君

出席政府委員

自治政務次官 大上 司君

自治事務官 松村 清之君

(選挙局長)

委員外の出席者

自治事務官 中村 啓一君

(選挙局選挙課長)

四月二十五日

委員飯谷忠男君、藤摩雄次君、田中

榮一君及び林博君辞任につき、その

補欠として亀岡高夫君、齋藤邦吉

君、小沢辰男君及び伊藤轅君が議長

の指名で委員に選任された。

同日

委員伊藤轅君、小沢辰男君、亀岡高

夫君及び齋藤邦吉君辞任につき、そ

の補欠として林博君、田中榮一君、

飯谷忠男君及び藤摩雄次君が議長の

指名で委員に選任された。

同日

理事篠田弘作君同日理事辞任につ

き、その補欠として荒船清十郎君が

理事に当選した。

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任の件

参考人出頭要求に関する件

公職選挙法等の一部を改正する法律

案(内閣提出第一〇八号)

国会議員の選挙等の執行経費の基準

に関する法律の一部を改正する法律

案(内閣提出第一〇九号)

○加藤委員長 これより会議を開きま

す。

この際、お諮りいたします。

理事篠田弘作君より理事を辞任いた

したい旨の申し出がありました。これ

を許すに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 御異議なしと認めま

す。それでは、同君の辞任を許可す

ることいたします。

つきましては、理事一名が欠員とな

りましたので、これより理事の補欠選

任を行ないたいと存じます。これは先

例によりまして、委員長において指名

するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 御異議なしと認めま

す。よって、理事に荒船清十郎君を指

名いたします。

○加藤委員長 公職選挙法等の一部を

改正する法律案及び国会議員の選挙等

の執行経費の基準に関する法律の一部

を改正する法律案の両案を一括議題と

いたします。

ただいま委員長の手元へ、高橋英吉

君外四名より両案に対しそれぞれ修正

案が提出されております。

公職選挙法等の一部を改正する

法律案に対する修正案

公職選挙法等の一部を改正する法

律案の一部を次のように修正する。

本則中第一条の一部を次のように

修正する。

目次の改正に関する部分中

第百六十二條(個人演説会における演説

六十三條(個人演説会開催の申出

六十四條(個人演説会の施設使用の無

料)を

第百六十二條(個人演説

使用)を

第百六十三條(個人演説

会開催の申出)

第百六十四條(公営施設

以外の施設使用の個人演説会)を

演説会における演説)

第百六十二條(個人演説会にお

ける演説者)を

第百六十一條の二

(公営施設以外の施設使用の個人

演説会)における演説)

第百六十一條の三

に、第百六十一條の四

に、第百六十一條の三

に、第百六十一條の四

削除

(選挙運動に関する支出金額の特

例)を

第百六十一條の三(立候補の

例)を

第百六十一條の四(推薦団体

の選挙運動の特例)を

第百六十一條の二(選挙運動の特例)

を

第百六十一條の四(推薦団体

の選挙運動の特例)を

第百六十一條の二(選挙運動の特例)

を

第百六十一條の四(推薦団体

の選挙運動の特例)を

第百六十一條の二(選挙運動の特例)

を

第百六十一條の四(推薦団体

の選挙運動の特例)を

第百六十一條の二(選挙運動の特例)

を

第百六十一條の四(推薦団体

の選挙運動の特例)を

第百六十一條の二(選挙運動の特例)

を

第百六十一條の四(推薦団体

の選挙運動の特例)を

第百六十一條の二(選挙運動の特例)

を

第百六十一條の四(推薦団体

の選挙運動の特例)を

第百六十一條の二(選挙運動の特例)

を

第百六十一條の四(推薦団体

の選挙運動の特例)を

万五千枚)に、

「一千五百枚」を

「二千五百枚」に改め、同項第六号中

「三千枚」を

「五千枚」に、

「八百枚」を

「二千二百枚」に改め、同項

第七号中

「千枚」を

「千五百枚」に改め

る。

第百四十二條第二項の改正に關す

る部分中

「前項」の下に

「第一号」

を加え、

「同項第一号から第三号ま

でのもの」を

「同号イからハまでの

ものについて、

「第四号から第七

号までのもの」を

「ニからトまでの

ものについて、

」を削る。

第百六十二條から第百六十四條の

二までの改正に關する部分を次のよ

うに改める。

第百六十一條の次に次の一条を加

える。

(公営施設以外の施設使用の個人

演説会)

第百六十一條の二 公職の候補者

は、前条第一項に規定する施設以

外の施設(建物その他の施設の構

内を含む)を使用して、個人演説

会を開催することができる。

第百六十二條を次のように改め

る。

(個人演説会における演説)

第百六十二條 個人演説会におい

ては、当該公職の候補者は、その選

挙運動のための演説をすることが

できる。

2 個人演説会においては、当該公

職の候補者以外の者も当該公職の

演説会に

参加することができる。

第百六十二條を次のように改め

る。

(個人演説会における演説)

第百六十二條 個人演説会におい

ては、当該公職の候補者は、その選

挙運動のための演説をすることが

できる。

2 個人演説会においては、当該公

職の候補者以外の者も当該公職の

演説会に

参加することができる。

第百六十二條を次のように改め

る。

(個人演説会における演説)

第百六十二條 個人演説会におい

ては、当該公職の候補者は、その選

挙運動のための演説をすることが

できる。

2 個人演説会においては、当該公

職の候補者以外の者も当該公職の

演説会に

参加することができる。

第百六十二條を次のように改め

る。

(個人演説会における演説)

第百六十二條 個人演説会におい

ては、当該公職の候補者は、その選

挙運動のための演説をすることが

これに対する報酬の支給は買収になる
ときめつけることは、むしろ無辜の人
を罪に陥れるともいうべきであると考
えられます。もとより、選挙運動は無
報酬でやるべきだという考え方のある
ことも承知しておりますが、選挙運動
のために使用される事務員にまでこれ
を要求することは、現在の社会機構か
らいって無理なことと考えられます。
従いまして、あらかじめ選挙管理委員
会に届け出た一定人数に限り、選挙運
動のために使用される事務員に、一定
の報酬を支給することができるとこと
とした次第であります。

第三は、後援団体に関する事項であ
ります。「当該選挙に関し」の意義は、
期間的に明確を欠く点があります。従
いまして、過日当委員会において主張
されたように、禁止期間を明確に法定
することとしたものであります。

第四は、連座の対象となる、いわゆ
る地域主宰者に関する事項でありま
す。政府案によりまして、「教団に分
けられた選挙区の地域のうち一は二以
上の地域における選挙運動を主宰すべ
き者として候補者又は総括主宰者から
定められ、当該地域における選挙運動
を主宰した者」となっております。これ
は選挙制度審議会の答申における「選
挙区において相当広範囲にわたつて選
挙運動を主宰した者」を法文化したも
のであると考えられますが、この法案
中の「教団」という表現は明確を欠き、
このような罰則またはこれに準ずる規
定においては適当でないと思われま
す。答申にいう相当広範囲にわたる
ものとして、三個以内に選挙区が分け
られている場合において、当該地域に

おける選挙運動を主宰した者とした次
第であります。

以上がこの修正案の提案の理由及び
その内容の概要であります。
なお、この修正に伴ない、国会議員
の選挙等の執行経費の基準に関する法
律の一部を改正する法律案中、個人演
説会立札費に関する規定を現行通りと
することといたしました。

何とぞ十分御審議の上、われわれの
修正案を取り入れ、すみやかに御可決
あらんことをお願いいたします次第で
あります。

○加藤委員長 これにて、両修正案の
趣旨の説明は終わりました。

この際、国会議員の選挙等の執行経費
の基準に関する法律の一部を改正する
法律案に対する高橋英吉君外四名提出
の修正案について、内閣の意見を聴取
いたします。安井自治大臣。

○安井国務大臣 政府といたしまして
異議はございません。

○加藤委員長 この際、お諮りいたし
ます。

本委員会において審査いたしましたお
ります公職選挙法等の一部を改正する法
律案に対し、高橋英吉君外四名から修
正案が提出され、ただいま提出者より
趣旨説明を聴取いたしました。これ
について明日の委員会において、参考
人二名を招致し、意見を聴取いたした
いと存じますが、御異議ありません
か。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○加藤委員長 御異議なしと認めま
す。よって、さよう決しました。

なお、参考人の人選その他手続等に
つきましては、委員長に御一任願いた

いと存じますが、御異議ありません
か。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○加藤委員長 御異議なしと認めま
す。よって、さよう取り計らいます。
本日はこの程度とし、次会は、明日
午前十時三十分より理事会、午前十一
時より委員会を閉会いたします。
これにて散会いたします。

午後三時三十九分散会